

英文契約の実務経験者向けの実践

英文契約の注意点

見過される／仕込まれる“罠”の実践的研究

◆開催要領◆

●日 時● 2016年 11月 29日(火) 13:00~17:00

●会 場●「企業研究会セミナールーム」(東京・麹町) 東京メトロ麹町駅より徒歩5分

講師

スキャデン・アープス法律事務所 弁護士 熊木 明 氏

【講師略歴】

スキャデン・アープス法律事務所所属。00年東京大学経済学部卒業、07年コロンビア大学ロースクール卒業。弁護士・カリフォルニア州弁護士。M&A、会社法、金融商品取引法を専門とし、国内外の多くのM&A案件に従事した経験を有する。【近時の著書】「実務感覚がわかる! M&A ロードマップ」をBusiness Law Journalにおいて2011年1月号から2011年12月号まで連載。他、共著として「英国における企業買収規制の運用の現状と日本の公開買付け規制に対する示唆」(国際商事法務 Vol. 38, No. 7 2010年)、「利益相反および忠実義務の再検証」(省j法務 1944号)、「敵対的買収における委任状勧誘への問題と対応—アメリカでの実務・先例を参考に—」(商事法務 1827号)、「米国対内投資規制の改正と実務への影響」(商事法務 1813号)がある。

◆ご参加頂きたい方◆

法務部門の方もしくは国際営業部門等に所属され、実務で英文契約書に携わっている方

●受講料 ●1名(税込み、資料代 含む)

一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛

正会員	32,400円(本体価格 30,000円)
一般	35,640円(本体価格 33,000円)

申込書 FAX: 03-5215-0951

■参加要領

申込書はFAX、または下記担当宛 E-mail にてお送り下さい。以下の当会ホームページからお申し込みいただけます。

後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送りします。

*よくあるご質問(FAQ)は当会ホームページにてご確認くださいだけです。([TOP] → [公開セミナー] → [よくあるご質問])

*お申込後のキャンセルはお受けしかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理の方のご出席をお願いいたします。

*最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきますので、ご了承下さい。

■お申込・お問合せ先

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局

(担当) 鈴木 E-mail: a-suzuki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3550 FAX: 03-5215-0951

東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町 M-SQUARE 2F

161524-0309	2016.11.29	英文契約の注意点	
ふりがな 会社名			
住所	〒		
TEL		FAX	
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E-Mail			
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E-Mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

※申込書をご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

11月29日
(火)

13:00

途中
休憩タイム
あり

17:00

【開催にあたって】

英文契約には「見過されやすい罣」があります。英文契約では、同じような表現・文言を使用する傾向があるところ、英文契約に慣れてくるほど、若干の文言の追加・変更がされたとしても、「いつも見ている文言と同じだ」として真剣に検討せず、その文言に含まれる真のリスクを見逃す危険があります。また、英文契約では、正確な概念を理解していないと気付かないような「仕込まれる罣」もあります。文章や概念としては「合理的な・普通のことを言っている」と思われ、受け入れた規定であっても、法的には実はかなりのリスクを伴うものであるというケースもあります。英文契約の交渉に慣れている者はこうした隙について、このような“ちょっとした文言の追加”で罣をもぐりこまさせていただきますので注意が必要です。本講義では、英文契約の経験者が見逃しがちな“罣”を具体例を前提に検証することを目的とします。過去に使用した契約書を見直すと知らず知らずに受け入れてしまった罣を発見する契機になるかもしれません。

1 総論

- (1) 英米法契約における記載文言重視
- (2) 罣とは？

2 各論（陥りやすい罣・おさえるべきツボの種類）

- (1) Indemnity条項における罣・ツボ①：Indemnityの範囲をきちんと把握できているか。
”Indemnify及びhold harmlessに加えて「defend」の文言を加えてしまってもよいのか”等、普段見過しがちな補償責任規定における罣の検証。
- (2) Indemnity条項における罣・ツボ②：補償責任の制限について
きちんと把握できているか。
英文契約書でよく見られる補償責任の制限について、折角の補償責任が骨抜きになるような罣を仕込まれていないか等、概念の理解が足りないことにより見過しがちな罣の検証。
- (3) 表明保証条項における罣・ツボ：概念の理解がきちんとできているか。
”「買主は、契約時において、売主の表明保証違反の事実を知らない」という規定（Anti-sandbagging規定）受け入れてもよいのか”等、表明保証責任の効果を減殺する罣の検証。
- (4) 一般条項における罣・ツボ：漫然と見てしまいツボを外してしまっていないか。
英文契約では必ず入れられる「一般条項（Miscellaneous）」の各条項のそれぞれが入っている意味を理解することにより、いつも見慣れているこれらの条項について、「どのような状況ではどの条項を必ず入れるべきか」等の検証。
- (5) ドラフト上仕組まれる罣・ツボ：文言や記載方法の変更等により
効果を返られてしまっていないか。
定義を利用して効果を変えてしまう罣の例、副詞や動詞を変えることによって義務の内容を骨抜きにする等、のドラフトを利用した罣の検証。
- (6) 英文契約で使用される重要ターム
(exclusively, material, best/reasonable efforts等)にかかる罣・ツボ
exclusively, material, best/reasonable efforts等、英文契約において重要な単語としてよく使用されるものの意味合い・効果・リスクの「実務的な感覚」を確認。こうした実務感覚を抑えることで契約交渉時に有用なツールとすることが可能。